

令和6年国東市農業委員会 第9回（9月）総会議事録

1. 開催日 令和6年9月10日（火）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 12名出席
4. 欠席委員 2番 藤本委員、12番 上原委員（13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第49号 農用地利用集積計画について
 - 議案第50号 農用地利用配分計画について
 - 議案第51号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
 - 議案第52号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
6. 報告事項
 - 農地変更届について
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和6年第9回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、2番 藤本委員と 12番 上原委員が欠席で、13番 徳丸委員が令和5年8月いっばいで辞任し1名欠員ですから、委員総数14名中12名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番 笹野委員、8番 吉本委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請、申請番号47番から申請番号52番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、申請番号 13 番から 15 番まで事務局より説明がありましたが、続いて、本日も出席の農地利用最適化推進委員から補足等説明をお願いします。
推進委員	(申請番号 13 番について伊藤推進委員、申請番号 15 番について小玉推進委員が補足説明)
議 長	事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
佐藤副会長	申請番号 13 番ですが、譲渡人は当農地を 3 条申請により取得されたと記憶していますが、取得されたのはいつでしょうか。
事務局	登記簿を見ますと令和 3 年の 11 月取得です。
佐藤副会長	転売に該当するのではないのでしょうか。現地で農業をされた形跡がないと思うのですが。農業をしなくて、転売目的で購入したのではないかと思ってしまうのですが。
議 長	3 条で農業をするということで取得したはずということですね。
佐藤副会長	一度でも何か作付けしていたということであればいいと思うのですが、農業をされていないような気がします。
議 長	周辺の農地は全て 3 条で取得されているのですか。
事務局	全てではないですが、点々と取得されています。

吉本委員	この前取得したのは、今造成している資材置場のところだと思うので3条ではなかったと思いますが。
事務局	3条取得された農地は、全て同じ日に取得ではなく、何回かに分けて取得されています。
吉本委員	取得された時の取得理由はどういうことになっているのですか。
議 長	3条で取得であれば、農業をするという理由以外はないでしょうね。
佐藤副会長	令和3年11月に取得された後、どのような農業をされたのか一度確認する必要があるのではないのでしょうか。農業をせずに転売するのではないかという確認をした方がいいのではないのでしょうか。
議 長	そうですね。本人は不動産屋でもありますからね。
中島委員	まだ他にも取得された農地があるなら、副会長が言うように一度確認した方がよいと思います。
議 長	そういったことが問題になっています。宅地化できるような道路端の場所のいい農地を取得しておいて、転売したり非農地にしたりすることは阻止しなければならないと思います。これも農業委員会としての一つの役割だと思いますので。
吉本委員	調べてください。
議 長	伊藤推進委員は、何か意見がありますか。
伊藤推進委員	3年前取得されたときは、私が推進委員ではなかったのだからわかりません。
議 長	今回問題となっているのは、3年前に農業をするということで取得しておきながら、農業をせず放置しておいて家を建てたいという人が出てきたら売り渡すということがいいかということで

<p>佐藤副会長</p>	<p>す。</p> <p>私が言いたいのは、今回の売買は仕方ないかもしれないと思うのですが、譲渡人が3年前3条取得した後、適切に農地として管理されてきたかどうかということです。一度でも作付けしておればよいと思いますが。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、申請番号13番については、どういった作付けをしていたのか確認するというので今回は保留とすることで良いでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>そのほかの申請番号14番と15番についてはどうでしょうか。ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について申請番号13番は保留とし、14番15番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請番号13番は保留、14番15番については承認ということで全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第49号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に沿って説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第49号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

	<p>それでは、議案第 49 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 49 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 50 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 50 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 50 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 50 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 51 号 農地法の規定による非農地証明の交付について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 51 号 農地法の規定による非農地証明の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
佐藤副会長	<p>申請番号 23 番と 24 番は隣接していますが、同じタイミングで申請があったということは何か理由があるのでしょうか。</p>

事務局	農振除外を終えて、売買するという事で同じ行政書士から申請書の提出がありました。
佐藤副会長	何に使うかは別として、現地写真を見れば、明らかに非農地であるので仕方ないのではないのでしょうか。
議 長	<p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 51 号 農地法の規定による非農地証明の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 51 号 農地法の規定による非農地証明の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	<p>議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請、申請番号 4 番と申請番号 5 番について事務局より説明がありました。ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>以上で議事は終わりです。次に、報告事項、農地変更届につい</p>

	て事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	報告事項、農地変更届について事務局より説明がありました。報告事項ですが、ご質疑はございませんか。
	(質疑・意見なし)
	協議事項があれば事務局からお願いします。
事務局	(農業委員・農地利用最適化推進委員の改選についての説明)
議長	その他何かあればお願いします。
事務局	前回の総会で、農地変更届の報告の際に、国見町中の農業用機械置場の既存水路はどうなっているか。水の流れに支障がないのかのご指摘に対し、確認しましたので報告します。 既存水路については、写真を見ていただければわかるように、ちゃんと確保されておりました。また、施工する際、国見町の建設課に来てもらい確認および許可を受けているとのことでしたが、書類は提出していないとのことでしたので、市建設課に書類を提出するよう指導しました。以上、報告します。
議長	その他、全体をとおして皆さんから何かありませんか。
吉本委員	農業委員・農地利用最適化推進委員の改選についての募集要項の注意事項の10番ですが、農業新聞は購入してもらいますという内容を書いてもらった方がよいと思います。委員になった後に購入しなければならないことを知るより、先に知らしておく方がよいと思うのでお願いします。
事務局	わかりました。言い回しなどは事務局にお任せいただければと思います。
議長	全国の農業委員や最適化推進委員の活動などを記載した全国農業新聞ですし、農業者に一部でも普及していくのも仕事の一つですから、農業委員や最適化推進委員が積極的に協力していただ

佐藤副会長	くようお願いいたします。
議 長	<p>皆さん、積極的に協力致しましょう。</p> <p>ほかに全体を通じてご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
	<p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p>
副会長	<p>それではこれをもちまして、第9回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議.....長</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>